

## 紹介業務実施要領

(紹介業務の依頼等)

第1条 市は、紹介を依頼する分譲地について、紹介依頼書(様式第1号)により、分譲地の紹介の実施に伴う業務(以下「紹介業務」という。)に関して社団法人秋田県宅地建物取引業協会(以下「協会」という。)を通して会員である宅地建物取引業者(以下「業者」という。)に分譲地購入希望者(以下「購入希望者」という。)の紹介を依頼するものとする。

2 市は、前項の依頼と同時に、横手市ホームページ(以下「ホームページ」という。)に業者に紹介を依頼した分譲地として掲示するものとする。

(資料の提供)

第2条 市は、購入希望者の意向を受けた業者から求めがあった場合、分譲地に関する詳細資料を提供するものとする。

(紹介の方法等)

第3条 市は、業者が購入希望者を市に紹介する場合には、紹介書(様式第2号)に購入希望者が作成した分譲申込書(様式第3号)を添えて横手市財務部財産経営課に直接持参させて提出させるものとする。

2 市は、前項の書類の提出があった場合には、購入希望者に対して分譲決定通知書により分譲の決定を通知し、業者と別記「紹介業務契約書」により契約を締結するものとする。ただし、この決定通知から当該業者が紹介した購入希望者との売買契約の締結までの期間は15日を超えないものとする。

3 市は、前項の契約期間中、ホームページに「申込中」と表示するものとする。

(紹介手数料の請求)

第4条 市は、前条第2項の規定により契約を締結した業者(以下「契約業者」という。)から紹介のあった分譲地について、購入希望者と売買契約を締結し、かつ、当該購入希望者から売買代金全額の支払いを受けた場合には、業者及び協会に売買契約締結済通知書(様式第4号)により通知し、業者には、紹介手数料に係る請求書の提出を求めるものとする。

(契約締結時の説明事項)

第5条 市は、業者との紹介業務契約及び当該業者が紹介した購入希望者との売買契約を締結する前に、あらかじめ当該業者及び当該購入希望者に対し、次に掲げる事項を説明しておくものとする。

- (1) 紹介業務契約締結の日から15日以内に、購入希望者が売買契約を締結しない場合は、特別な事情があるときを除き、当該紹介業務は自動的に失効すること。
- (2) 購入希望者が売買契約締結の日から3月以内に売買代金全額を支払わない場合は、特別な事情があるときを除き、市は、当該売買契約を解除し、及び当該紹介業務契約は自動的に失効すること。
- (3) 購入希望者は、売買契約に係る紹介について、契約業者に仲介料等を支払う必要がないこと。

(複数の紹介があった場合の取扱い)

第6条 市は、一々の分譲地について、複数の紹介書の提出があった場合には、受付月日順により当該分譲地に係る契約の相手方を決定するものとする。

- 2 前項において、同一日に複数の紹介書の提出があった場合は、くじにより契約の相手方を決定するものとする。

(紹介の中止等)

第7条 市は、分譲地について、依頼を中止する必要がある場合には、協会に紹介依頼中止通知書(様式第5号)により通知するとともに、ホームページにその旨記載するものとする。

- 2 市は、契約業者が紹介書を取下げの場合には、紹介取下げ書(様式第6号)に分譲申込書を提出した購入希望者が作成した分譲申込取下げ書(様式第7号)を添えて市に提出させるものとする。

(紹介手数料の額及び支払時期)

第8条 契約業者に支払う紹介手数料の額は、分譲価格に1000分の30を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。

- 2 前項の規定に基づき算定した紹介手数料の額には、消費税及び地方消費税が含まれるものとする。
- 3 第1項の紹介手数料は、第4条に規定する請求書提出後に支払うものとする。